

## 船舶事故調査報告書

平成22年10月21日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

委員 横山 鐵 男（部会長）

委員 山本 哲也

委員 根本 美奈

事故種類	衝突（定置網）
発生日時	平成21年3月16日 03時30分ごろ
発生場所	三重県松阪市松阪港東防波堤灯台から真方位057° 650m付近（概位北緯34° 37.2′ 東経136° 34.0′）
事故調査の経過	平成21年4月9日、本事故の調査を担当する主管調査官（横浜事務所）ほか2人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等 乗組員等に関する情報	漁船 かね <sup>ちゅう</sup> 忠丸、1.5トン ME3-58773（漁船登録番号）、個人所有 8.97m（Lr）×2.04m×0.68m、FRP ガソリン機関（船外機）、80kW（漁船法馬力数）、平成2年8月8日 船長 男性 73歳 二級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和51年5月7日 免許証交付日 平成20年10月14日 （平成26年4月6日まで有効） 甲板員 男性 66歳
死傷者等	死亡 1人（甲板員）、負傷 1人（船長）
損傷	操舵スタンド倒壊等
事故の経過	本船は、船長及び甲板員1人が乗り組み、刺網漁を終えて三重県松阪市獺師漁港に帰航中、松阪港内において、定置網（以下「本件定置網」という。）を固定するため海面上に張られていたワイヤー（以下「本件ワイヤー」という。）を通過したと思い込み、浅瀬を避けようとして右転し、平成21年3月16日03時30分ごろ、本件ワイヤーに衝突した。 船長は、衝突によって倒れた操舵スタンドの下敷きとなって額を負傷し、甲板員は、衝突によって倒れた航海灯用のポールによって頭部等を強打して意識不明となった。 船長は、本船を操船して獺師漁港に帰港し、甲板員の自宅へ行って救急車を要請した。 甲板員の家族は、119番通報ののち、船長とともに本船に向かい、本船の船尾甲板で仰向けに倒れ、意識のない状態の甲板員を発見した。 甲板員は、病院に搬送されたが、3月18日に死亡した。死因は低酸素脳症であり、その原因は、頭部及び胸部打撲による心肺停止と検案された。
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南南西、風力 2、月齢 約18.7日

	海象：潮汐 上げ潮の初期	
その他の事項	<p>本船の航海灯用のポールは、右側の舷縁上に設置されていた。</p> <p>本事故発生海域は、共同漁業権区域として三重県が小型定置漁具等の設置を許可しており、多数の小型定置網が設置されていた。</p> <p>本件定置網は、事故の前年の12月25日に網が取り除かれたが、本件ワイヤーは、17本の竹竿に支えられて残されていた。</p> <p>本件ワイヤーは、直径約12mmのワイヤーロープで、海面から約1.2mの高さに、東西方向約45m、南北方向約4.5mの長方形の形に残されていた。</p> <p>本件定置網は、夜間標識の設置義務はなかったが、港則法の規定による本件定置網の敷設作業の許可申請書に、敷設作業時の事故防止措置として、北西端及び北東端の竹竿に点灯1秒、滅灯3秒の閃光、到達距離50mの標識灯を各1個設置することが記載され、敷設作業終了後も引き続き設置されていた。</p> <p>設置されていた標識灯は、北西端の標識灯が2月12日ごろに、北東端の標識灯が1月中旬にそれぞれ乾電池を交換されていたが、乾電池の消耗により、約1.5ヶ月で点灯しなくなるものであった。</p> <p>船長は、本事故以前に現場海域を航行しており、本件定置網の標識灯が点灯していないことを知っていたが、本事故時、前路をサーチライトで照らして本件ワイヤーの位置を確かめなかった。</p>	
分析	乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	あり 不明 不明 本船は、松阪港内を獺師漁港に向けて帰航中、船長が、浅瀬を避けようと右転する際、本件ワイヤーはすでに通過したと思い込み、本件ワイヤーの位置を確認しなかったことから、本件ワイヤーに衝突したものと考えられる。
原因	本事故は、夜間、本船が、松阪港内を獺師漁港に向けて帰航中、船長が、浅瀬を避けようと右転する際、本件ワイヤーの位置を確認しなかったため、本件ワイヤーに衝突したことにより発生したものと考えられる。	